お問い合わせ先

淡路市健康福祉部長寿介護課(淡路市役所内) 淡路市生穂新島8番地 TEL.64-2511

淡路市地域包括支援センター(淡路市役所内) 淡路市生穂新島8番地 TEL.64-2145

介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です

みんなのあんしん

令和3年4月 制度改正 対応版

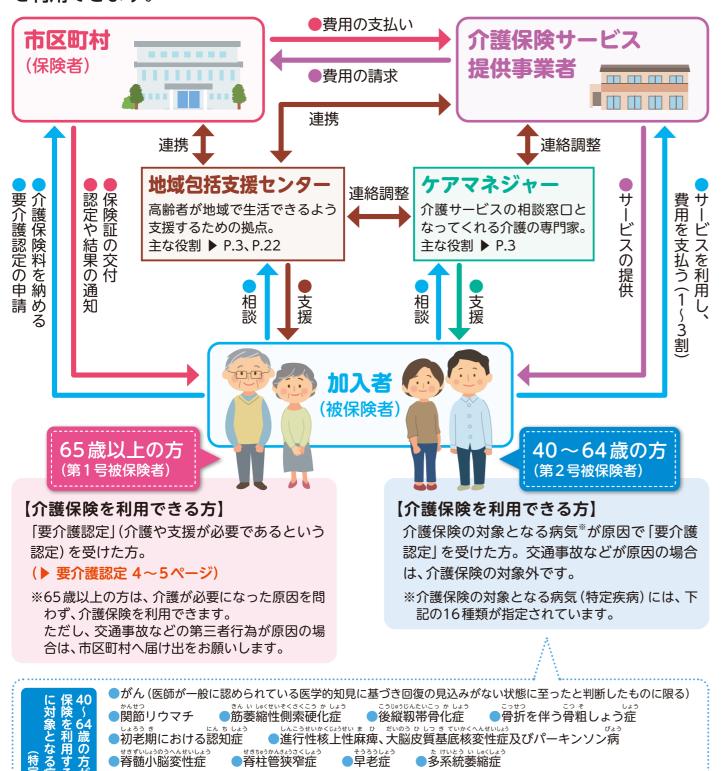
新器保險



淡路市

介護保険のしくみ

介護保険は、介護が必要になった方が地域で安心して暮らしていくための制度です。 市区町村が運営し、40歳以上のすべての方が加入して保険料を納めます。介護が 必要になったときには、費用の一部(1~3割)を負担することで介護保険サービス を利用できます。



●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

●糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症

介護保険証

(介護保険被保険者証)

要介護認定を申請するときや介護保険のサービスを受けるときなど に介護保険証が必要になります。

交付対象者

【65歳以上の方】

- ●1人に1枚交付されます。
- ●65歳になる月(誕生日が1日の方は前月) に交付されます。

【40~64歳の方】

●要介護認定を受けた方に交付されます。

必要なとき

- ・要介護認定の申請をするとき (65歳以上の方)
- ケアプランを作成するとき
- ・介護保険サービスを利用するとき

大切に 【【【【】】 保管しま)〇市町村 📆

介護保険被保険者証

負担割合証

(介護保険負担割合証)

介護保険サービス等を利用するときの負担割合 (1~3割) が記載されています。

交付対象者

要介護認定を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者に交付されます。

必要なとき

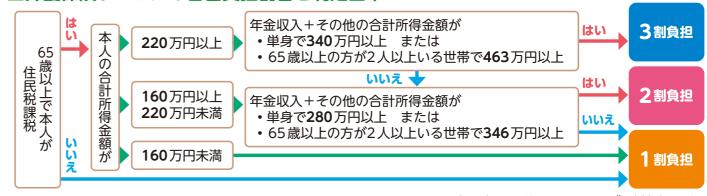
介護保険サービスを利用するとき 【有効期限】1年間(8月1日~翌年7月31日)

負担割合(1~3割)が記載されます。

介護保険証、負担割合証はイメージです。 市区町村により内容や色が異なります。

介護保険負担割合証 ·大正·昭和 年 月 日 性 別 適用期間 □□□□ 大切に

■介護保険サービスの自己負担割合と判定基準



※40~64歳の方は、所得にかかわらず1割負担です。

「地域包括支援センター」とは?

地域の高齢者のさまざまな困りごとに対応する 総合相談窓口です。

▶詳しくは 22 ページ。

【主にどんなことをするの?】

- ●高齢者やその家族、地域住民からの介護や福祉 に関する相談への対応、支援
- ●介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマ ネジメント
- ●高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護 事業 など

「ケアマネジャー」とはどんな人?

介護サービスを利用する方の相談・窓口役です。

【ケアマネジャーの役割】

- 要介護認定の申請代行
- ●ケアプランの作成
- ●介護サービス事業者との連絡調整
- ●サービスの再評価とサービス計画の 練り直し など



3

ケアマネジャーは正式には介護支援専 門員といい「居宅介護支援事業者」等に 所属しています。

2

サービス利用の流れ1

介護サービスや介護 予防サービス、介護予防・生活支援サービス事業を利用するには、 まずは、市区町村の窓口や地域包括支援センターに相談しましょう。



相談する

市区町村の窓口または地域包括支援セ ンターで、相談の目的を伝えます。希 望するサービスがあれば伝えましょう。 心身の状態を調べる

要介護認定または基本チェックリストを受けます。まだ支援 が必要でない方には、一般介護予防事業などを紹介します。

心身の状態を知る

要介護認定や基本チェックリス トによって心身の状態を判定し ます。

利用できるサービス

必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異な ります。一般介護予防事業は、65歳以上のすべての方が 利用できます。



- ・介護サービスが必要

など

住宅改修が必要

・生活に不安があるが どんなサービスを利 用したらよいかわか らない

など

.;

・介護予防に取り組み たい

など



要介護認定の

要介護認定 (調査~判定)

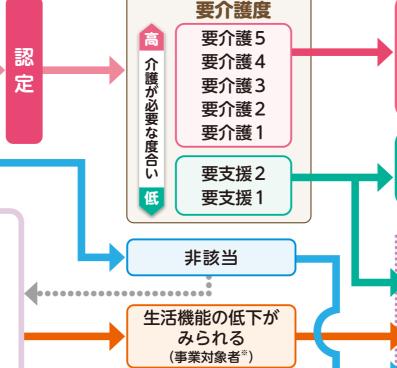
市区町村の窓口等に申請して、 要介護認定を受けます。(▶下記参照)

基本チェックリストを受ける

25の質問項目で日常生活に必要な機能が 低下していないかを調べます。

(基本チェックリスト▶ 20ページ)

介護予防・生活支援サービス事業のみを 希望する場合には、基本チェックリスト による判定で、サービスを利用できます。



介護サービスを利用できます。

介護予防・生活支援サービス事業 を利用 していた方は引き続き利用できる場 合があります。



介護予防サービス

を利用できます。



総合事業

介護予防•生活支援 サービス事業

を利用できます。

を利用できます。



一般介護予防事業



※事業対象者とは「介護予防・生活支援サービス事業」 の対象者のことです。

自立した生活が送れる

要介護認定の流れ 介護 (予防) サービスを利用するには、要介護認定を 受け「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。

(1)要介護認定の申請

申請の窓口は市区町村の介護保険担当課で す。申請は、本人のほか家族でもできます。

次のところでも申請の依頼ができます。 (更新申請も含みます)

- ・地域包括支援センター
- •居宅介護支援事業者
- •介護保険施設

申請に必要なもの

▼ 申請書

市区町村の窓口に置いてあります。

|✓| 介護保険証

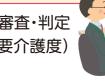
40~64歳の方は健康保険の保険証が必要です。

✓ 身元確認書類

申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号 を記入する欄があります。かかりつけの医師がいる方 は、確認しておきましょう。

②要介護認定 (調査~判定)

申請をすると、訪問調査のあとに公平な審査・判定 が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度) が決まります。



●訪問調査

市区町村の担当職員などが自宅などを訪問し、心身の状態などについて聞き取る。

主治医の意見書

市区町村の依頼により主治医が意見書を作成。 ※主治医がいない方は市区町村が紹介する医師の診断を受ける。

● 一次判定

訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定 を行う。

■二次判定(認定審査) 一次判定や主治医の意見書などをもとに、専門家が審査する。



(5)

ビス利用の手順

サービス利用の流れ2

ケアプラン(どのようなサービスをどのくらい利用するか を決めた計画書)を作成する際は、どんな生活を送れるよ うになりたいか、という希望をしっかり伝えましょう。



要介護1~5と認定された方で、自宅を中心としたサービスを希望する方は居宅介護 連絡します。また、要支援1・2と認定された方および介護予防・生活支援サービス事業 支援事業者に、施設への入所を希望する方は介護保険施設に 対象者は地域包括支援センターに連絡します。

サービス事業者と契約*2します。ケアプランにそって 介護サービス

自宅で暮らし ながら サービスを 利用したい



ケアマネジャーを選ぶ

市区町村などが発行する事業者一 覧のなかから居宅介護支援事業者 (ケアマネジャーを配置している サービス事業者)を選

▶居宅介護支援P.8

び、連絡します。



ケアプラン^{※1}を 作成する

担当のケアマネジャー とケアプランを作成し ます。



【居宅サービス】

利用します。

訪問サービス 施設に通う▶ P9~10

サービスを利用する

【地域密着型サービス】

訪問サービス 認知症の 方向け ▶ P.16

介護予防・生活支援サービス事業を利用していた方が要介護1~5となった場合、本人が希望し、市区町村が必要と判断すれば

介護保険施設へ 入所したい



介護保険施設を選ぶ

見学するなどサービス 内容や利用料について 検討した上で、施設に 直接申し込みます。



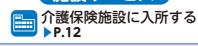
²
ケアプラン^{※1}
を 作成する

入所する施設のケアマ ネジャーとケアプラン を作成します。

3サービスを利用する

ケアプランにそって(施設サービス)を利用します。







地域包括支援センターに 連絡する

地域包括支援センターに連絡します。



☆介護予防ケアプラン^{※1}を 作成する

地域包括支援センターの職員と相談しな がら介護予防ケアプランを作成します。

▶介護予防支援P.13



3サービスを利用する

サービス事業者と契約*2します。介護予防ケアプランにそって

介護予防サービス および 介護予防・生活支援サービス事業 を利用します。



【介護予防サービス】



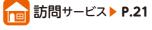
🤜 短期間施設に

施設に入所して

【地域密着型介護予防サービス】

🔜 通いを中心とした

介護予防・生活支援サービス事業



施設に通う P.21

連絡する

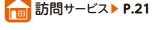
²
ケアプラン^{※1}を作成する

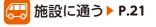
地域包括支援センターの職員と相談しな がらケアプランを作成します。

サービスを利用する

サービス事業者と契約*2します。ケアプラン にそって 介護予防・生活支援サービス事業 を 利用します。

介護予防・生活支援サービス事業







地域包括支援センターに

地域包括支援センターに連絡します。

※1 ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成は、利用者の費用負担はありません。

※2 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。

介護サービス(居宅サービス)の種類と費用のめやす

居宅サービスとは、自宅を中心に利用するサービスです。「施設に通う」「短期間施設 に入所する しなど、さまざまな種類のサービスが用意されています。

これらのサービスのなかから、利用者の希望に合うものを組み合わせて利用できます。 地域密着型サービス について ▶ 16・17ページ。

図 ケアプランの作成・サービス利用についての相談

居宅介護支援

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、安心して 介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。

> ケアプランの作成および相談は無料です。 (全額を介護保険で負担します)



ケアプランの作成例(要介護1の方の例)

要望 足の筋力を回復し、自分で家事ができるようになりたい

	月	火	水	木	金	土	В
午							
前	訪問介護	通所介護	訪問介護		通所	訪問介護	
左		週別기装			リハビリ		
後			D機能訓練を記分転換にも		-	家の中で転ば 3常動作のリ	

(納得のいくケアプランのために)

ケアプランは生活の設計図。目標の達成につながるサービスを組み込むことが大 切です。「担当のケアマネジャーさんにすべてお任せ」ではなく、目標やどんな生活 を送りたいかをケアマネジャーに積極的に伝えましょう。

サービス利用開始から一定期間後、目標が達成されているか評価します。サービ ス利用の途中でも「自分の生活に合わない」「改善が見られない」という場合は、ケア プランの見直しができますので、遠慮なくケアマネジャーに相談してください。



自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

実際の自己負担は所得状況などにより1割、2割、3割のいずれかになります。(▶P.3参照)

※自己負担のめやすは標準的な地域のものです。実際の費用は、利用する事業者の所在地や施設の体制、サー ビスの内容、加算項目などにより異なります。また、加算項目は一部項目のみを記載しています。

★日常生活の手助けを受ける

訪問介護【ホームヘルプサービス】

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助 を受けます。

〈身体介護〉

- ●食事、入浴、排せつのお世話
- ●衣類やシーツの交換 など

〈生活援助〉

- ●住居の掃除、洗濯、買い物
- ●食事の準備、調理 など



自己負担(1割)のめやす

身体介護	20分~30分未満	250円
中心	30分~1時間未満	396円
生活援助	20分~45分未満	183円
中心	45分以上	225円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

通院等乗降介助(1回) 99円

● 以下のサービスは、介護保険の対象外です

本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲 を超えることなどは、サービスの対象外です。

- ●本人以外の家族のための家事
- ●ペットの世話 ●草むしり・花の手入れ ●来客の応対
 - ●模様替え
 - ●洗車 など
- ※サービスの内容によっては、「介護保険外」のサービスとして受 けることができます。希望するときは、ケアマネジャーやサー ビス提供事業者に相談しましょう。

⋒ 自宅を訪問してもらう

訪問入浴介護

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介 助を受けます。



自己負担(1割)のめやす

10 1,260円

訪問リハビリテーション

リハビリの専門家に訪問してもらい、自宅 でリハビリを受けます。



自己負担(1割)のめやす

1 🗇 307円

8

介護サービス(居宅サービス)の種類と費用のめやす

★ お医者さんの指導のもとの助言・管理

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに 訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療 養上の管理・指導を受けます。

自己負担(1割)のめやす 【単一建物居住者1人に行う場合】

医師の場合(月2回まで)	514円
歯科医師の場合(月2回まで)	516円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	565円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	517円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	361円

訪問看護

看護師などに訪問してもら い、床ずれの手当てや点滴 の管理をしてもらいます。



自己負担(1割)のめやす

病院•	20分~30分未満	398円
診療所から	30分~1時間未満	573円
訪問看護	20分~30分未満	470円
ステーションから	30分~1時間未満	821円

※早朝·夜間·深夜などの加算があります。

🕮 施設に通う

通所介護【デイサービス】

通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機 能訓練が日帰りで受けられます。

自己負担(1割)のめやす 【通常規模の施設/7~8時間未満の利用の場合】

要介護 1	655円
要介護 2	773円
要介護 3	896円
要介護 4	1,018円
要介護 5	1,142円



※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

·個別機能訓練 56円/1日 200円/1回

・□腔機能向上 150円/1回

※食費、日常生活費は別途負担となります。

通所リハビリテーション 【デイケア】

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰り の機能訓練などが受けられます。

自己負担(1割)のめやす 【通常規模の施設/ 7~8時間未満の利用の場合】

要介護 1	757円
要介護 2	897円
要介護 3	1,039円
要介護 4	1,206円
要介護 5	1,369円



※利用するメニューによって別に費用が加算されます。

200円/1回 ·□腔機能向上 150円/1回

※食費、日常生活費は別途負担となります。

「共生型サービス」について

共生型サービスは、1つの事業所で、介護保険と障がい福祉のサービスを一体的に提供する取り組みです。 例えば、障がい福祉サービス事業所が、共生型サービス事業所の指定を受けることにより、介護保険サー ビスを提供できるようになり、障がいをお持ちの方が65歳以上になっても、引き続き、同じ施設でサービ スが受けられます。

【対象サービス】 訪問介護 通所介護 短期入所生活介護 等

自己負担は1~3割です。本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

➡ 短期間施設に泊まる

短期入所生活介護 【ショートステイ】

介護老人福祉施設などに 短期間入所して、食事・入 浴などの介護や機能訓練 が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす 【併設型の施設の場合】

			ユニット型個室
要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室的多床室
要介護 1	596円	596円	696円
要介護 2	665円	665円	764円
要介護 3	737円	737円	838円
要介護 4	806円	806円	908円
要介護 5	874円	874円	976円

短期入所療養介護 【医療型ショートステイ】

介護老人保健施設などに 短期間入所して、医療に よるケアや介護、機能訓 練などが受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす 【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	752円	827円	833円
要介護 2	799円	876円	879円
要介護 3	861円	939円	943円
要介護 4	914円	991円	997円
要介護 5	966円	1,045円	1,049円

※費用は施設の種類やサービスに 応じて異なります。

※食費、日常生活費、滞在費は別 途負担となります。

※連続した利用が30日を超えた 場合、31日目からは全額自己負 担となります。

	居室(部屋のタイプ)について		
従来型個室	リビングスペース(共同生活室)を併設していない個室		
多床室	定員2人以上の相部屋		
ユニット型個室	リビングスペースを併設している個室		
ユニット型個室的多床室	リビングスペースを併設しているが完全な個室ではな い部屋		

施設に入っている方が利用する介護サービス

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入所している方が受 けるサービスです。食事・入浴などの介護 や機能訓練を受けられます。サービスは、 包括型(一般型)と、外部の事業者がサービ スを提供する外部サービス利用型に区分さ れます。



1日あたりの 自己負担(1割)のめやす 【包括型(一般型)】

要介護 1	538円
要介護 2	604円
要介護 3	674円
要介護 4	738円
要介護 5	807円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。 ※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

その他 のサービス

▶ 福祉用具貸与・購入、住宅改修 ……… 18・19ページ

(10)**(11**)

施設サービスの種類と費用のめやす

介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。

介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、下記のタイプに分かれています。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。

※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。

(従来型個室、多床室、ユニット型個室などの違いについて▶11ページ参照)



三 生活介護が中心の施設

介護老人福祉施設

【特別養護老人ホーム】

常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室		ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 3	約21,360円	約21,360円	約23,790円
要介護 4	約23,400円	約23,400円	約25,860円
要介護 5	約25,410円	約25,410円	約27,870円

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方です。

二 介護やリハビリが中心の施設

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリが受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室
要介護 1	約21,420円	約23,640円	約23,880円
要介護 2	約22,770円	約25,080円	約25,230円
要介護 3	約24,630円	約26,940円	約27,090円
要介護 4	約26,220円	約28,470円	約28,680円
要介護 5	約27,750円	約30,090円	約30,270円

🚞 医療が中心の施設

介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。介護体制の整った医療施設(病院)で、医療や看護などが受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	約17,790円	約20,580円	約21,180円
要介護 2	約20,550円	約23,430円	約24,030円
要介護 3	約26,670円	約29,460円	約30,060円
要介護 4	約29,220円	約32,100円	約32,700円
要介護 5	約31,560円	約34,380円	約34,980円

長期療養の機能を備えた施設

介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の 施設です。医療と介護 (日常生活上の世話) が一体的に受けられます。

1カ月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	約21,420円	約24,750円	約25,260円
要介護 2	約24,720円	約28,020円	約28,530円
要介護 3	約31,800円	約35,130円	約35,640円
要介護 4	約34,830円	約38,130円	約38,640円
要介護 5	約37,530円	約40,860円	約41,370円
要介護 2 要介護 3 要介護 4	約24,720円 約31,800円 約34,830円	約28,020円 約35,130円 約38,130円 約40,860円	約28,530 約35,640 約38,640

※令和6年3月末に廃止が予定されている介護療養型医療施設の転換先と位置付けられています。

介護予防サービス【要支援1・2の方へ】

介護予防サービスの種類と費用のめやす



介護予防サービスは、状態の改善と悪化の予防を目的としたサービスです。 できないことを補助するだけでなく、利用者本人のできることを増やし、いきいき とした生活を送れるよう支援します。

地域密着型サービス について ▶ 16・17ページ。

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

実際の自己負担は所得状況などにより1割、2割、3割のいずれかになります。(▶P.3参照)

※自己負担のめやすは標準的な地域のものです。実際の費用は、利用する事業者の所在地や施設の体制、サービスの内容、加算項目などにより異なります。また、加算項目は一部項目のみを記載しています。

総合事業の開始にともない、介護予防サービスの「訪問介護」、「通所介護」は、「介護予防・生活支援サービス事業」に移行しました。要支援1・2の方は、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型や通所型のサービスを利用することができます。

図 介護予防ケアプランの作成・サービス利用についての相談

介護予防支援

地域包括支援センターの職員などに**介護予防ケアプラン**を 作成してもらうほか、利用者が安心して介護予防サービスを 利用できるよう支援してもらいます。



介護予防ケアプランの作成および相談は無料です。(全額を介護保険で負担します)

★ 自宅を訪問してもらう

介護予防 訪問入浴介護

浴室がない場合や浴室の 利用が難しい場合に入浴 のお手伝いのサービス を受けられます。

自己負担(1割)のめやす

1回 852円



専門家に訪問してもらい、 利用者が自分で行える体操 やリハビリなどの指導を受 けます。

自己負担(1割)のめやす

1回 307円



サ

ス

介護予防サ

護予防サービス

介護予防サービスの種類と費用のめやす

★ お医者さんの指導のもとの助言・管理

介護予防 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに 訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療 養上の管理・指導を受けます。

自己負担(1割)のめやす

【単一建物居住者1人に行う場合】

医師の場合(月2回まで)	514円
歯科医師の場合(月2回まで)	516円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	565円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	517円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	361円

介護予防訪問看護

看護師などに訪問してもらい、介護予防を

目的とした療養上のお世話 や必要な診療の補助など を受けます。



自己負担(1割)のめやす

	病院•	20分~30分未満	381円
診	療所から	30分~1時間未満	552円
訪	問看護	20分~30分未満	450円
ステー	-ションから	30分~1時間未満	792円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

🏻 施設に通う

介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための 機能訓練などを日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- ●筋力トレーニングなどの機能訓練(運動器機能向上)
- ●食事に関する指導など(栄養改善)
- ●□の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(□腔機能向上) などのメニューを選択して利用できます。

1カ月あたりの 自己負担(1割)のめやす

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。 •運動器機能向上 225円/月

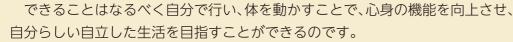
200円/月

2,053円 要支援 1 要支援 2 3.999円

・口腔機能向上 150円/月 など ※食費、日常生活費は別途負担となります。

介護予防が大切なのはなぜ?

体は使わないでいると、徐々に機能が低下してしまいます。実際、要介護度が 軽い方について調べてみると、足腰が弱くなったために家に閉じこもりがちにな り、ますます状態を悪化させ、介護が必要となってしまったケースが多いという 結果が出ています。





自己負担は1~3割です。本冊子は、自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

🛏 短期間施設に泊まる

介護予防 短期入所生活介護

介護老人福祉施設などに短期間入所して、 食事・入浴などのサービスや、生活機能の維 持向上のための機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす 【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	446円	446円	523円
要支援 2	555円	555円	649円

介護予防 短期入所療養介護

介護老人保健施設などに短期間入所して、 医療や介護、生活機能の維持向上のための 機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす 【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	577円	610円	621円
要支援 2	721円	768円	782円

- ※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
- ※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
- ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

施設に入っている方が利用する介護サービス

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入所している方が 受けるサービスです。食事・入浴などの サービスや生活機能の維持向上のための 機能訓練が受けられます。サービスは、包 括型(一般型)と外部サービス利用型に区 分されます。



1日あたりの 自己負担(1割)のめやす 【包括型(一般型)】

要支援 1	182円
要支援 2	311円

- ※費用は施設の種類やサービ スに応じて異なります。 ※食費、日常生活費、居住費は
- 別途負担となります。

その他

▶ 福祉用具貸与・購入、住宅改修 ········· 18・19ページ

(14)

住み慣れた地域で受けるサービス

住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体 制で提供されるサービスです。(サービスの種類、内容などは市区町村によって異なります)

※基本的には利用者は事業所のある市区町村の住民に限定され、市区町村が事業者の指定や監督を行います。

自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。

実際の自己負担は所得状況などにより1割、2割、3割のいずれかになります。(▶P.3参照) 実際の費用は、利用する事業者の所在地や施設の体制、サービスの内容、加算項目などにより異なります。

💼 24時間対応の訪問サービス

定期巡回 · 随時対応型 訪問介護看護

密接に連携をとっている介護職員と看護師の定 期的な訪問を受けられます。また、通報や電話 などをすることで、随時対応も受けられます。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす 【介護、看護一休型事業所の場合】

[八成] 有成 件土于木川 (7 物口)				
要介護度	介護のみ利用	介護と看護を利用		
要介護 1	5,697円	8,312円		
要介護 2	10,168円	12,985円		
要介護 3	16,883円	19,821円		
要介護 4	21,357円	24,434円		
要介護 5	25,829円	29,601円		



※要支援の方は利用

庙 夜間の訪問サービス

夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な訪問で介護を受けら れる「定期巡回」、緊急時など、利用者 の求めに応じて介護を受けられる 「随 時対応」のサービスなどがあります。



1カ月 1.025円

※要支援の方は利用できません。

🧟 認知症の方向けのサービス

認知症対応型通所介護

(介護予防認知症対応型通所介護)

認知症と診断された方が食事・入浴などの 介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられ ます。

自己負担(1割)のめやす 【7~8時間未満利用した場合】

I		
要支援 1	859円	
要支援 2	959円	
要介護 1	992円	
要介護 2	1,100円	
要介護 3	1,208円	
要介護 4	1,316円	
要介護 5	1,424円	



※食費、日常生活費は別途 負担となります。

認知症対応型共同生活介護 (介護予防認知症対応型共同生活介護) 【グループホーム】

認知症と診断された方が共同で生活できる 場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、

機能訓練が受けら れます。

※食費、日常生活費、居住費

は別途負担となります。

※要支援1の方は利用でき

1日あたりの自己負担 (1割)のめやす

【2ユニットの事業所の場合】

要支援 2	748円
要介護 1	752円
要介護 2	787円
要介護 3	811円
要介護 4	827円
要介護 5	844円

🕮 小規模な施設の通所介護サービス

地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護 施設で、食事・入浴などの介護や機 能訓練が日帰りで受けられます。



※食費、日常生活費は別途負担となります。 ※要支援の方は利用できません。

自己負担(1割)のめやす 【7~8時間未満の利用の場合】

T. 0001-01101	317 1371317 20 21
要介護 1	750円
要介護 2	887円
要介護 3	1,028円
要介護 4	1,168円
要介護 5	1,308円

🖳 通い・訪問・泊まりなどを組み合わせた複合的なサービス

小規模多機能型居宅介護

(介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設への「通い」を中心 に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊ま る|サービスが柔軟に受けられます。

1カ月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1	3,438円
要支援 2	6,948円
要介護 1	10,423円
要介護 2	15,318円
要介護 3	22,283円
要介護 4	24,593円
要介護 5	27,117円



※食費、日常生活費、宿泊費は 別途負担となります。

看護小規模多機能型 居宅介護「複合型サービス」

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の 施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」 (介護と看護)、施設に「泊まる」 サービスが 柔軟に受けられます。

1カ月あたりの 白己負担(1割)のめやす

	ל א למלמ (נים ו
要介護 1	12,438円
要介護 2	17,403円
要介護 3	24,464円
要介護 4	27,747円
要介護 5	31,386円



※要支援の方は利用できません。

地域の小規模な施設に入所して受ける介護サービス

地域密着型 介護老人福祉 施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施 設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受 けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 3	722円	722円	803円
要介護 4	792円	792円	874円
要介護 5	860円	860円	942円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。 ※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方。

地域密着型 特定施設 入居者生活介護

定員29人以下の小規模な有料老人ホーム などで、食事・入浴などの介護や機能訓練が 受けられます。

1日あたりの

自己負担(1割)のめやす

要介護 1	542円
要介護 2	609円
要介護 3	679円
要介護 4	744円
要介護 5	813円



※食費、日常生活費、居住費は 別途負担となります。

※要支援の方は利用できません。

(16)

福祉用具貸与・購入、住宅改

生活環境を整えるサービス

🙆 自立した生活を送るための福祉用具を借りる

福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

次の13種類が貸し出しの対象となります。 要介護度によって利用できる用具が異なります。



○ = 利用できる。★ = 原則として利用できない。▲ = 尿のみを吸引するものは利用できる。	要支援1・2 要介護1	要介護 2・3	要介護 4•5
・手すり(工事をともなわないもの) ・スロープ(工事をともなわないもの) ・歩行器 ・歩行補助つえ	0	0	0
・車いす ・車いす付属品(クッション、電動補助装置等) ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト	×	0	0
・自動排せつ処理装置			0

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1~3割を自己負担します。

適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問点は事業者に相談しましょう。

- ・商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに貸与価格の上限額が設定されています。 ※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
- ・事業者には下記①、②が義務付けられています。
- ① 貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す。
- ② 貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格を説明する。

園 トイレ、入浴関連の福祉用具を買う

申請が必要です

特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

購入費支給の対象は、次の5種類です。

- ●腰掛便座 (便座の底上げ部材を含む)
- ●自動排せつ処理装置の交換部品
- ●入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等)
- ●簡易浴槽

●移動用リフトのつり具の部分

年間10万円が上限で、その1~3割が自己負担です。費用が10万円かかった場合、1~3万円が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)



※指定を受けていない事業 者から購入した場合は、 支給の対象になりません のでご注意ください。

園 より安全な生活が送れるように住宅を改修する

事前と事後に申請が必要です

居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7~9割が住宅改修費として支給されます。

(費用が20万円かかった場合、自己負担1割の場合2万円、2割の場合4万円、3割の場合6万円が自己負担額です)。

●工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか市区町村の窓口に相談しましょう。



◎介護保険の対象となる工事の例

- ●手すりの取り付け
- ●段差や傾斜の解消
- ●滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
- ●開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
- ●和式から洋式への便器の取り替え
- ●その他これらの各工事に付帯して必要な工事
- ※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

支給限度額/20万円(原則1回限り)

20万円が上限で、その1~3割が自己負担です。

- ※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。
- ※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。

手続きの流れ

(事前と事後に申請が必要です)

【償還払い(後から払い戻される)の場合】

相談

●ケアマネジャーや市区町村の窓口等に相 談します。

事前申請

■工事を始める前に、市区町村の窓口に必要な書類を提出します。

【申請書類の例】

- ・支給申請書・住宅改修が必要な理由書
- ・工事着工前の写真(日付入り)
- ・工事費の見積書(利用者宛のもの) 等
- ●市区町村から着工の許可が下りてから着 工します。

工事・支払い

●改修費用を事業所にいったん全額支払います。

事後申請

●市区町村の窓口に支給申請のための書類を提出します。

【申請書類の例】

- ・改修後の写真(日付入り)
- ・工事費の内訳書
- ・領収書(利用者宛のもの)等

▍払い戻し

●工事が介護保険の対象であると認められた場合、介護保険対象工事代金の7~9割が支給されます。

住宅改修のサービスを受けるには、要介護 認定を受けていることが前提となります。 また、住宅改修を利用するときには、複数 の業者から見積りをとりましょう。



(18)

総合事業 自分らしい生活を続 けるために

介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」)は、高齢者の介護予防と自立した 日常生活の支援を目的とした 事業で、介護予防・生活支援サービス事業と 一般介護予防事業 の二つからなります。

総合事業は、地域全体で高齢者を支え、 高齢者の方も自らの持つ能力をできる 限り活かして、要介護状態になることを 予防するための事業です。



介護予防・生活支援サービス事業

一般介護予防事業

総合事業のポイント

- 要支援1・2の方は、介護予防サービス と 介護予防・生活支援サービス事業 を利用で きます。
- <u>介護予防・生活支援サービス事業</u> のみを利用する場合は、基本チェックリストによる判 定で利用できます。(要介護認定は不要です)
- 介護予防・生活支援サービス事業を利用していた方が要介護1~5となったとき、本人 が希望し、市区町村が必要と判断すれば、 介護予防・生活支援サービス事業 を引き続き 利用できます。(令和3年4月から) 変更

総合事業を利用するには

まずは、地域包括支援センターまたは、市区町村の担当課、ケアマネジャーへご相談ください。 心身の状態を確認したうえで、その方に合ったサービスや支援を受けることができます。



基本チェックリストについて

基本チェックリストとは、日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するための25項目から なる質問票です。基本チェックリストから、どのような介護予防に取り組めばよいかがわかります。

基本チェックリスト(一部抜粋)

- □ 階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか
- □ 6カ月間で2~3kg以上の体重減少はありましたか
- □ 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか
- □ 週に1回以上は外出していますか
- □ 周りの人から [いつも同じことを聞く] などの物忘れがあ ると言われますか

「膝が痛く、外出がしづらくなった」「食欲 がなくなってきた」などのちょっとした 不調が、介護が必要な状態にまで悪化し てしまうことがあります。

いつまでも自分らしい生活を続けるため には、症状が重くなる前に介護予防など に取り組むことが大切です。

生活機能の低下が気になったら地域包括支援センターに相談しましょう。

介護予防・生活支援サービス事業

地域の実情に応じた「介護予防」と「生活支援」を目的としたサービスなどがあります。 ※市区町村によって提供されるサービスは異なります。詳しくは、お住まいの市区町村にご相談ください。

- (対象者) ●要支援1・2の方
 - ●基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者となった方
 - ●介護予防・生活支援サービス事業を利用していた方で、要介護1~5となったあ とも本人が利用を希望し、市区町村が必要と判断した方(令和3年4月から)

III 介護予防 ケアマネジメント

地域包括支援センターの職 員に相談し、サービスの種 類や回数を決め、ケアプラ ンを作成します。



─訪問型サービス

掃除、洗濯などの日常生活上の 訪問型のサービス。

地域住民が主体となったボラ ンティアによるゴミ出しなど の支援から、介護事業者によ る、以前の介護予防訪問介護に 相当するサービス 🧨

まで多様なサービ スが想定されてい ます。

□通所型サービス

機能訓練や集いの場など通所 型のサービス。

地域住民が主体となった体操 や運動等のサービスから、介護 事業者による、以前の介護予防 通所介護に相当するサービス

まで多様な サービスが 想定されて います。



一般介護予防事業

高齢者のみなさんが元気でいきいきと生活し、要介護状態にならないようにするための教室 (介護予防教室)などを実施します。

※市区町村によって提供されるサービスは異なります。詳しくは、お住まいの市区町村にご相談ください。

「対象者) 65歳以上のすべての方、およびその支援のための活動に関わる方

介護予防教室の例

【運動器の機能向上】

- ●筋力トレーニング
- ●有酸素運動



【栄養改善】

栄養改善のための食材の選び方 や調理方法などに関する指導、 相談受け付け



【口腔機能の向上】

- ●□の中や義歯の手入れ方法
 - ●咀嚼、飲み込みの訓練法 などの指導





●高齢者の権利を守ります

総合事業のほかに地域支援事業として、高齢者の権利を擁護するための 支援も行っています。

次のようなお悩みは、地域包括支援センターにご相談ください。

預貯金通帳や財産の 管理が自分では不安に なってきた 悪質な商法によって 高額な買い物を させられた 介護サービス事業者の 対応に不満を訴えても 改善されない



など

地域包括支援センターのご案内

●高齢者の総合相談窓口です

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんの身近な 相談窓口です。地域で暮らすみなさんがいつまでも 住み慣れた地域で生活ができるよう、介護・福祉・健 康・医療など、さまざまな面から総合的に支援します。 介護予防、総合事業に関する こと、相談や困りごとがあれ ば、地域包括支援センター へお問い合わせください。

地域包括支援センターはこのような支援や相談を行っています

▮介護予防を応援します!

要支援1・2および事業対象者の方の介護予防ケアプランなどを作成して、効果を評価します。



■さまざまな問題に 対応します!

高齢者に関するさまざま な相談を受け、必要なサー ビスにつなぎます。



▮高齢者の権利を守ります!

高齢者虐待の防止、悪質な訪問 販売による被害の防止などの 権利擁護を行います。



■充実したサービスを 提供するために支援します!

ケアマネジャーへの指導・助言や医療機関など、 関係機関との調整を

行います。





地域包括支援センターのスタッフ

地域包括支援センターのスタッフは、 主任ケアマネジャー、保健師 (または経験のある看護師)、 社会福祉士を中心に構成されています。

費用の支払い

自己負担限度額と負担の軽減

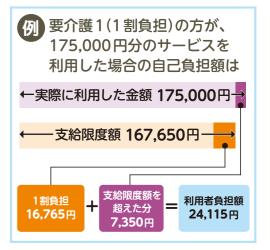
介護保険サービスを利用したときは、原則として利用料の1~3割を支払います。 自己負担が重くなったときや、所得の低い方には負担を軽減するしくみもあります。

●介護保険サービスは1~3割の自己負担で利用できます

介護保険サービスは、利用料の1~3割を支払うことで利用できますが、要介護度ごとに1カ月に1~3割負担で利用できる金額に上限(支給限度額)が設けられています(下表)。 限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

■介護保険サービスの支給限度額(1カ月)のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
要支援 1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援 2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護 1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護 2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護 3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護 4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護 5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円



○上記金額は、標準地域の金額です。実際の支給限度額は、住んでいる地域 や利用したサービスにより異なります。

■支給限度額に含まれないサービス

- ●特定福祉用具購入
- ●居宅介護住宅改修
- ●特定施設入居者生活介護 (外部サービス利用型、短期利用を除く)
- ●認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)
- ●介護保険施設に入所して利用するサービス
- ●居宅療養管理指導
- ●地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用を除く)
- ●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ※介護予防サービスについても同様です。

事業者を選ぶために…

介護保険は「利用者本位」が原則。利用者の意思が最も尊重されますので、自分なりに情報を集めることも大切です。

すべてのサービス提供事業者・施設には、決められた項目にそった情報を公開することが義務付けられています。厚生労働省「介護サービス情報公表システム (https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp)」から閲覧できますので、インターネットが使える方は、参考にしてください。



また、利用する施設を比較・検討するなら、実際に見学や体験利用をしてみることをお勧めします。職員の対応や食事の内容などをよくチェックしてみましょう。

(22)

(23)

費用の支払い

●施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分(1~3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。

施設サービス費の 1~3割

居住費 (滞在費)



自己負担

施設の平均的な費用をもとに、基準費用額が定められています。実際の費用は施設と利用者との契約により決められます。

施設の平均的な費用をもと 居住費・食費の基準費用額(1日あたり)

	居住費(食	費		
従来型個室	多床室	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	令和3年 7月まで	令和3年 8月から
1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	2,006円	1,668円	1,392円	1,445円

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

●所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限 (限度額) が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は 「特定入所者介護サービス費」 として、介護保険から給付されます。

●給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。

居住費・食費の自己負担限度額 (1日あたり) 令和3年7月まで



対象者の要件、食費の限度額を変更。 (令和3年8月から)

利用者	=C(B O 17, D * 1	預貯金等の		居住費	(滞在費)		^ #
負担段階	所得の状況 ^{*1}	資産 ^{※2} の状況	従来型個室	多床室	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	食費
1	生活保護受給者の方等		490円	0円	820円	490円	300円
'	住世 老齢福祉年金受給者の方		(320円)	O D	02013	43013	200
2	住世 民帯 前年の合計所得金額+年金 収入額が80万円以下の方 課が 前年の合計所得金額+年 金収入額が80万円超の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	490 円 (420円)	370円	820円	490円	390円
3	課が 前年の合計所得金額+年 税が 金収入額が80万円超の方		1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円

令和3年8月から



			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
利用者	1		預貯金等の		居住費	(滞在費)		A
負担段階		所得の状況* ¹	資産 ^{*2} の状況	従来型個室	多床室	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	食費
1	生活	舌保護受給者の方等	単身:1,000万円以下	490円	0円	820円	490円	300円
'	世帯	老齢福祉年金受給者の方	夫婦:2,000万円以下	(320円)	011	020]	1001	30013
2	全	前年の合計所得金額+年金	単身:650万円以下	490円	370円	820円	490円	390円
	全員が	収入額が80万円以下の方	夫婦:1,650万円以下	(420円)	3,013	02013	45013	[600円]
3-①	住	前年の合計所得金額+年金 収入額が80万円超120万 円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	650円 [1,000円]
3-②	民税非課税	前年の合計所得金額+年金 収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円	1,360円 [1,300円]

-) 内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。
- 【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。
- ※1 住民票上世帯が異なる (世帯分離している) 配偶者 (婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外) の所得も判断材料とします。
- ※2【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。
- *第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。

不正があった場合には、ペナルティ(加算金)を設けます。

●自己負担が高額になったときの負担軽減

同じ月に利用した介護サービス利用者負担 (1~3割) の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- ●給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。
- ●施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は含まれません。

自己負担の限度額(月額)

令和3年7月まで

	区分	限度額
	役並み所得相当の方 年収約383万円以上)	44,400円(世帯)
住	民税課税世帯の方	44,400円(世帯)
t	帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
	・老齢福祉年金受給者 の方 ・前年の合計所得金額 +課税年金収入額が 80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生	活保護受給者の方等	15,000円(個人)

令和3年8月から

15/100 0/3/5 5	
区分	限度額
年収約1,160万円以上の方	140,100円(世帯)
年収約770万円以上 1,160万円未満の方	93,000円(世帯)
年収約383万円以上 770万円未満の方	44,400円(世帯)
上記以外の住民税課税世帯の方	44,400円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金受給者の方 ・前年の合計所得金額+課税年 金収入額が80万円以下の方等	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護受給者の方等	15,000円(個人)



「現役並み所得相当」である方の区分を細分化し、新たな限度額を設定。(令和3年8月から)

●介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記 の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。(高額医療・高額介護合算制度)

- ●給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。
- ●同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- ●自己負担限度額を超える額が500円以下の場合は支給されません。

医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額:毎年8月1日から翌年7月31日まで)

70歳未満の方

基	区分			
準 600万円超~901万円以下 1/1万円	901万円超	212万円		
総	600万円超~901万	以下 141万円		
得		67 万円		
호즈	210万円以下	60万円		
住民税非課税世帯 34万F	住民税非課税世帯			

70歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者

	区分	限度額
慧	690万円以上	212万円
語 科 所 得	380万円以上690万円未満	141万円
得	145万円以上380万円未満	67 万円
_	-般(住民税課税世帯の方)	56万円
但	氏所得者(住民税非課税世帯の方)	31万円
	世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方(年金収入のみの場合80万円以下の方)	19万円

淡路市の高齢者福祉サービス

介護予防事業

◎いきいき100歳体操

「内 容] 個人の筋力に応じ手足に重りをつけ、高齢者でも安全に筋力強化が行える体操です。市がサポートしながら住民主体で行います。

【対象となる方】 市民

◎かみかみ100歳体操

【 内 容 】 口の機能向上のための体操で、いきいき100歳体操に併せて、希望のあった地区で行います。

【対象となる方】 市民

◎しゃきしゃき100歳体操

【 内 容 】 認知機能の維持・向上のための体操で、いきいき100歳体操に併せて、希望のあった地区で行います。

【対象となる方】 市民

◎高齢者向け健康料理教室

【 内 容 】 ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等の食生活の改善・健康指導を目的とし、地域の食材、旬の食材を使って料理づくり、食事会を行います。

【対象となる方】 おおむね65歳以上の方

◎訪問型短期集中予防サービス

【 内 容 】 リハビリ専門職が訪問し、自宅でできるトレーニングや動作に関する助言を短期間で行います。

【対象となる方】 要支援1・2で介護保険サービス未利用の方もしくは基本チェックリストで生活機能の低下がみられた方

包括的支援事業

◎認知症初期集中支援推進事業

【 内 容 】 複数の専門職が家族の訴え等により、認知症が疑われる方や認知症の方およびその家族を訪問します。家族支援などの初期の支援を包括的、集中的(おおむね6か月)に行い自立生活のサポートを行います。

【対象となる方】 認知症の疑いのある方、認知症と診断を受けた方とその家族

任意事業(家族介護支援事業)

◎認知症サポーター養成講座

[内 容] 認知症について正しく知り、地域で本人や家族の見守り等に協力するサポーターを養成します。

【対象となる方】 市民

◎位置情報システム機器の貸与事業

内 容 】 認知症等により行方不明になる可能性のある高齢者の家族に対して、その高齢者が行方不明になった場合でも居場所を特定することができる機器を貸し出します。

【対象となる方】 認知症等により行方不明になる可能性のある高齢者等

◎高齢者等の見守り・SOSネットワーク事業

【 内 容 】 認知症等の病気により行方不明になるおそれのある高齢者等の日頃の見守り体制を整備するとともに、 行方不明となった場合に、地域の支援を得て早期に発見できるよう関係機関との協力体制を構築することにより、認知症高齢者等の安全の確保及び家族等への支援を行います。

【対象となる方】 認知症等により行方不明になる可能性のある高齢者等

◎家族介護用品支給事業

【 内 容 】 寝たきり等の高齢者を在宅で介護している家族に対して、介護用品(紙おむつ・尿とりパット)を 支給することにより、高齢者の在宅生活の継続、向上を図ります。

【対象となる方】 要介護3~5の寝たきり等の高齢者を在宅で介護している家族(市民税非課税世帯に限る)

◎家族介護者慰労事業

【 内 容 】 寝たきり等の高齢者を在宅で介護している家族(主たる介護者)に、介護慰労金を支給し、家族の経済的負担の軽減と在宅生活の継続、向上を図ります。

【対象となる方】 介護保険サービス (年間7日以内のショートステイの利用を除く。) の利用がない、要介護4・5の寝たきり高齢者等を在宅で1年以上介護している家族(市民税非課税世帯に限る)

任意事業(地域自立生活支援事業)

◎「食」の自立支援事業(配食サービス)

【 内 容 】 調理が困難で栄養改善や見守りが必要な高齢者を対象に、配食サービスを行うことで定期的・継続的に安 否確認をします。また、食の自立を支援し、健康と自立した生活の向上を図ります。

【対象となる方】 65歳以上の単身世帯、または高齢者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯に属し、虚弱などのため食の自立が困難な方

任意事業(その他事業)

◎成年後見制度利用支援事業

【 内 容 】 低所得の高齢者に係る成年後見制度の申し立てに要する費用や成年後見人等の報酬の助成を行います。

【対象となる方】 65歳以上の認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者であって、申し立てに要する費用や報酬を負担する

◎福祉用具·住宅改修支援事業

【 内 容 】 福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供・連絡調整等の実施、福祉用具・住宅改修に関する助言、住宅改修 費の支給の申請にかかる必要な理由が分かる書類を作成した場合の経費の助成を行います。

【対象となる方】 福祉用具・住宅改修を希望するおおむね65歳以上の方

高齢者の生活支援事業

◎外出支援サービス事業

【 内 容 】 リフト付車両、ストレッチャー装着車等の移送用車両で居宅と医療機関との間を送迎します。

【対象となる方】 おおむね65歳以上の高齢者で、車いすまたはストレッチャーを使用しなければ外出できない移動困難者、 または支援が必要と認められる方

◎軽度生活援助事業

「 内 容 】 外出時の援助、買い物、掃除などの軽易な日常生活上の援助を行います。

【対象となる方】 おおむね65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯(要介護認定を受けていない方)

◎福祉タクシー利用助成事業

【内容】 高齢者及び要介護認定者には年間9,600円、障害者には年間19,200円を限度として、タクシー乗車ごとに料金の半額を助成します。

【対象となる方】 市民税非課税世帯で、70歳以上の方、介護保険の要介護認定を受けている方、または療育手帳A判定、身体 障害者手帳1級か2級の交付を受けている方及び精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方(市民税課税世帯、自動車税の減免を受けている世帯、施設入所している方、入院している方を除きます)

達者で長生き運動支援事業

◎プール・温泉利用券

【 内 容 】 市内のプール・温泉の利用券を発行(年間1人6回分)。

【対象となる方】 4月1日現在で65歳以上の方

生活環境等支援事業

◎人生いきいき住宅助成事業

【内容】 高齢者及び障害者が、住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができる住環境を整備するために、既存住宅 改造に要する経費を介護保険の助成額と合わせて100万円を限度として助成します(箇所ごとに限度額があります)。

【対象となる方】 介護保険による要介護認定者、身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている方(下肢障害者の方)

◎緊急通報システム事業

内 容 】 利用者が緊急に援助を必要なとき、電話回線を利用したペンダント型発報機等により緊急通報センターへ通報し、組織された地域協力体制等により速やかな援助を行います。近隣住民の協力員が必要です。

【対象となる方】 おおむね65歳以上の単身世帯、または高齢者および身体障害者のみの世帯(1・2級)

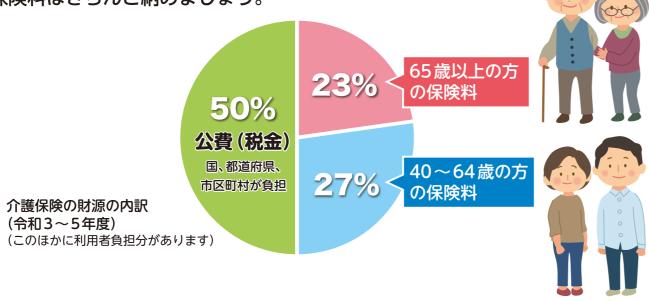
◎老人日常生活用具給付等事業

(内容) 火災を予防するために日常生活用具(電磁調理器、火災警報器、自動消火器)を給付します。 また、高齢者用電話を貸与します。

【対象となる方】 おおむね65歳以上で心身機能の低下しているひとり暮らし高齢者(電磁調理器以外は市民税非課税世帯に限ります)

社会全体で介護保険を 支えています

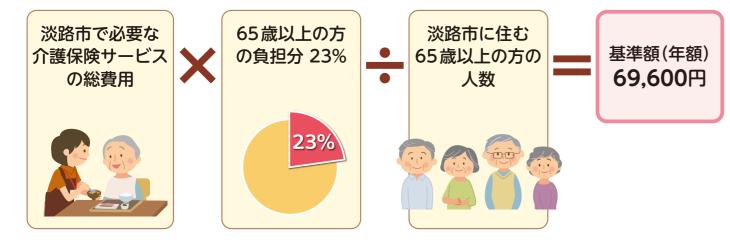
介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費(税金)」と、みなさん一人 ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。 介護保険料はきちんと納めましょう。



●65歳以上の方の介護保険料の決まり方

65歳以上の方の介護保険料は、市区町村の介護保険サービスの費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

基準額の決まり方



基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる額のことです。 介護保険料は、基準額をもとに、所得の低い方などの負担が大きくならないよう本人や世帯 の課税状況や所得に応じて決まります。

あなたの介護保険料を確認しましょう

淡路市の令和3~5年度の介護保険料の基準額 69,600円(年額)

介護保険料は、この「基準額」をもとに、所得状況に応じて、11段階に分かれます。

● 所得段階別介護保険料

所得段階	対象となる方			調整率	年額保険料	月額保険料
第 1 段階	・生活保護受給者の方・老齢福祉年金*1受給者で、世帯全員が 市民税非課税の方			基準額 × 0.30	20,880円*3	1,740円*3
			80万円以下の方			
第2段階	世帯全員が 市民税非課税で 前年の課税年金収入額と 合計所得金額 ^{*2} の合計が		80万円超 120万円以下の方	基準額 × 0.50	34,800円*3	2,900円*3
第3段階			120万円超の方	基準額 × 0.70	48,720円*3	4,060円*3
第4段階	世帯の誰かに市民税が 課税されているが、 本人は市民税非課税で 前年の課税年金収入額と 合計所得金額の合計が		80万円以下の方	基準額 × 0.90	62,640円	5,220円
第5段階			80万円超の方	基準額 × 1.00	69,600円 (基準額)	5,800円 (基準額)
第6段階		120万円未満の方		基準額 × 1.20	83,520円	6,960円
第 7 段階		120万円以上 210万円未満の方		基準額 × 1.35	93,960円	7,830円
第8段階		210万円以上 320万円未満の方		基準額 × 1.50	104,400円	8,700円
第9段階		320万円以上 600万円未満の方		基準額 × 1.85	128,760円	10,730円
第10段階		600万円以上 1,000万円未満の方		基準額 × 1.90	132,240円	11,020円
第 11 段階		1,000万円以上の方		基準額 × 2.00	139,200円	11,600円

^{※1} 老齢福祉年金 明治44年 (1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年 (1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

(28)

^{※2}合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額です。所得段階が第1~5段階の方の合計所得金額は、年金収入 に係る雑所得差し引き後の金額です。分離譲渡所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。

^{※3}第1~3段階は、公費投入による負担軽減を勘案しています。

[●]税制の改正により、給与所得控除と公的年金等控除がそれぞれ10万円引き下げられ、基礎控除が10万円引き上げられましたが、保険料算定等に影響はありません。

●65歳以上の方の介護保険料の納め方

65歳になった月(65歳の誕生日の前日の属する月)の分から納めます。

納め方は受給している年金*の額によって次の2通りに分かれ、個人で納め方を選ぶことはできません。

※受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

年金が年額 18万円未満の方

→ 【納付書】 や 【□座振替】 で各自納めます

●介護保険料の年額を納付期限に合わせて納めます。

●市区町村から納付書が送付されますので、取り扱い金融機関等で 納めてください。

口座振替が 便利ね

忙しい方、なかなか外出ができない方は、□座振替が便利です。

手続き

- ●介護保険料の納付書、通帳、印かん(通帳届出印)を用意します。
- ②取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。
- ※口座振替の開始は、通常、申し込み日の翌月からになります。
- ※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります。



年金が年額 18万円以上の方 → 年金から【天引き】になります

●介護保険料の年額が、年金の支払い 月(4月・6月・8月・10月・12月・2月) の年6回に分けて天引きになります。

4月、6月、8月は、仮に算定された保険料を納め(仮徴収)、10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を納めます(本徴収)。

●特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6カ月後から介護保険料が天引きになります。



・ こんなときは、一時的に 納付書で納めます

- ●年度途中で介護保険料が増額になった
- ●年度途中で65歳になった
- ●年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・ 障害年金の受給が始まった
- ●年度途中で他の市区町村から転入した
- ●介護保険料が減額になった
- ●年金が一時差し止めになった など

介護保険料を滞納すると?

災害など特別な事情もなく介護保険料を納めないでいると、次のような措置がとられます。介護保険料は納め忘れのないよう納期限までに納めましょう。

納期限を 過ぎると

督促が行われます。督促手数料や延滞金が徴収される場合があります。



1年以上 滞納すると 利用したサービス費用はいったん全額を自己負担します。 申請によりあとから保険給付費(本来の自己負担を除く費用)が支払われます。

1年6カ月以上 滞納すると 引き続き、利用したサービス費用はいったん<mark>全額自己負担</mark>となり、申請しても保 険給付費の<mark>一部または全額が一時的に差し止め</mark>られます。

滞納が続く場合は、差し止められた額から介護保険料が差し引かれる場合があります。

2年以上 滞納すると 上記に加えて、滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が3割または4割に引き上げられたり、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などが受けられなくなったりします。

納付が 難しい場合は 災害などの特別な事情で介護保険料を納めることが難しくなった場合は 市区町村の担当窓口に相談しましょう。 減免や猶予が受けられる場合があります。

●40~64歳の方の介護保険料

国民健康保険に

加入している方

40~64歳の方(第2号被保険者)の介護保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。詳しくは加入している医療保険にお問い合わせください。

決まり方

世帯に属している第2号被保険 者の人数や、所得などによって 決まります。

※所得の低い方への軽減措置などが 市区町村ごとに設けられています。

加入している医療保険の算定方式にもとづいて決まります。

同じ世帯の第2号被保険者 全員の医療分・後期高齢者支

納め方

全員の医療分・後期局齢者支援分と介護分を合わせて、 世帯主が納めます。

医療分・後期高齢者支援分と 介護分を合わせて、給与か ら差し引かれます。

※40~64歳の被扶養者は個別 に介護保険料を納める必要は ありません。

料が増額になった よった 職) 年金・遺族年金・ まった 町村から転入した



職場の 健康保険に 加入している方

(30)

(31)